

新たな企業立地支援制度を創設しました！

(都留市産業集積促進助成制度)

産業振興と雇用拡大を目的に企業立地の促進を図るため、都留市で試験研究所の建設を行う事業者に対し、建物・機械設備等の投資経費の一部を助成します。

対象要件	次の要件を全て満たすもの ①新たに土地を取得又は借地権を設定(設定期間20年以上)し、取得日から3年以内に試験研究所を建設し、操業を開始すること ②土地取得費を除く投下資産額3億円以上 ③操業1年以内に常時雇用労働者10人以上増加。うち3割以上は市内雇用者又は市内転入者 ④山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること	
助成率	基本率	投下資産額 (土地分除く)の 0.6% (水素製造設備等取得費は 2.1%)
	加算率	①高度先端分野(国等の委託又は補助を受ける事業) ➡ +1.5%
		②成長分野(医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業) ➡ +2.25%
		③成長分野(半導体関連産業、ロボット関連産業) ➡ +0.6%
		④県外からの常時雇用労働者数 ➡5人以上： +0.3% 、10人以上： +0.45%
限度額		⑤県外からの新規立地 ➡ +0.6%
		①県内新規立地➡ 4.5億円 (高度先端分野又は成長分野以外は2.25億円) ②県内企業➡ 2.25億円 (高度先端分野又は成長分野以外は9千万円) ※ ①、②ともに投下資産額200億円超➡ 15億円 (投下資産200億円超は助成率一律0.6%)

最大助成率**5.4%**